

議第3号議案

マイナンバーカードの普及率を地方交付税に反映させないよう求める
意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月16日提出

提出者	新座市議会議員	嶋田	好枝
賛成者	//	笠原	進
	//	高邑	朋矢
	//	石島	陽子
	//	小野	大輔
	//	黒田	実樹
	//	小野	由美子

提 案 理 由

マイナンバーカードの普及率を地方交付税に反映させないよう求めるため、この案を提出する。

マイナンバーカードの普及率を地方交付税に反映させないよう求める
意見書

2022年6月に政府が閣議決定した「デジタル田園都市国家構想」では、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等を踏まえつつ、カードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する方針を明らかにしました。

総務省はその実現のために、交付率が85.2%の1位の自治体から、20%に満たない1741位（最下位）の自治体までの全国交付率一覧表の提供を昨年5月から始めるとともに、全国平均を下回るなどしている自治体を「重点フォローアップ対象団体」として、同年7月には963団体を指定して普及促進の取り組みを強めています。

本来、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供する財源を保障するため、国税である所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を原資として人口や面積に基づいて算定され、国から交付されるものです。したがって、マイナンバーカードの取得は任意としながら、その普及率を地方交付税の算定に反映させることは本来の主旨に反します。

よって政府においては、マイナンバーカードの普及率を地方交付税の算定に反映させることのないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和5年3月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様